

鳥取県中小企業小口融資実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県下中小企業の振興を図るため県が、市町村、保証協会及び金融機関と協力し、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度（平成19年8月13日付中庁第1号中小企業庁長官通知）を活用して、信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者（以下、本要領において「小規模企業者」という。）に対する無担保小口融資を促進することを趣旨とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(市町村の実施要綱の設定)

第3条 この融資を実施しようとする市町村は、管内の小規模企業者を対象とする要綱を設定するものとする。

(融資対象者及び融資条件等)

第4条 この資金の融資対象者及び融資条件等は、次のとおりとする。

融資対象者	従業員の数が20人（商業、サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）にあっては5人）以下の事業者 （ただし、この制度による保証と既保証を合わせた保証債務残高が2,000万円以下の者に限る。）									
資金の使途	運転資金及び設備資金及び借換資金（本資金の運転資金又は設備資金の借入に併せて本資金を借り換える場合に限る。）									
融資限度額	2,000万円									
融資期間	運転資金 5年以内（据置6月以内を含む。） 設備資金 7年以内（据置1年以内を含む。）									
融資利率	通常利率：年1.66パーセント（変動金利） 特別利率：年1.43パーセント（変動金利） ※特別利率の適用は、次のいずれかに該当する場合に限る。 ア 最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比べ5パーセント以上減少している場合 イ 直近決算期において輸出入取引又は輸出入関連企業（輸出入取引を行っている製造業等をいう。以下同じ。）との取引が売上高の20パーセント以上を占める者が、次のいずれかに該当する場合 （ア）最近1か月間に決済をした輸出入取引において、売買契約締結当時の為替相場に基づく円建売上及び仕入額見込みと円建売上及び仕入決済額を比べ5パーセント以上の損失を受けている場合 （イ）最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量又は受注金額（以下「受注数量等」）が、前年同期に比べ5パーセント以上減少している場合 （ウ）最近1か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同月に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の受注数量等が前年同期に比べ5パーセント以上の減少が見込まれる場合									
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする									
保証料率	下表のとおりとする。 <div style="text-align: right;">(単位：%)</div>									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率	0.48	0.43	0.38	0.33	0.27	0.22	0.18	0.13	0.11
担保	無担保									
保証人	保証協会の定めるところによる。									
償還方法	一括又は割賦均等償還									
申込み	各市町村									

2 前項の規定による特別利率の適用を受けようとする者は、商工労働部長が別に定める特別利率適用確認書を借入申込書に添付し、市町村又は市町村が定める申込書受付機関の適否の確認を受けるものとする。

(審査)

第5条 この資金の融資に当たっては、市町村は審査会を設置するなど、保証協会、関係金融機関等の意見を聞き、審査を行うものとする。

(資金措置)

第6条 この資金を運用するため、県は基本要綱第4条の規定に基づく補助金により、市町村は預託により、金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

(1) 県

ア 補助金額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額

イ 補助対象期間 年度更新とし、この要領に基づき金融機関から実行された融資の期間(鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱(平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知)に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「金融機関の融資期間」という。)を限度とする。

(2) 市町村

ア 預託額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額

イ 預託利率 商工労働部長が別に定める。

ウ 預託期間 年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

(損失補償)

第7条 この制度を実施する市町村は、当該市町村と保証協会との間に代位弁済額(元金及び利息)の1割を限度とする損失補償契約を締結するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成18年4月1日から施行し、平成18年度の貸付けから適用する。
- 2 この要領の実施以前で平成17年度以前に行われた「鳥取県中小企業小口融資」の融資に係る、県の金融機関に対する資金措置は預託とし、預託額は融資残高に対し商工労働部長が別に定める割合を乗じた額とする。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行し、同日の貸付けから適用する。ただし、平成19年9月30日までに審査を経て保証協会が受け付けたものについては、貸付日が平成19年10月1日以降であっても、融資利率を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の貸付けから適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成20年10月31日から施行する。
- 2 施行日前に融資の決定を受け、かつ、融資の実行を行っていない場合であって、第4条第1項に規定する特別利率の適用を受けようとするときは、同条第2項の規定を準用し、特別利率適用確認書を商工団体に提出し、適否の確認を受けるものとする。

附 則

この改正は、平成21年2月18日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成 21 年 7 月 1 日から施行し、同日の貸付けから適用する。

附 則
この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 22 年 6 月 18 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 22 年 9 月 3 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附 則
この改正は、平成 22 年 12 月 8 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附 則
この改正は、平成 23 年 1 月 21 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

- 附 則
- 1 この改正は、平成 23 年 3 月 25 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。
 - 2 前項後段の規定に関わらず、改正前要領の第 3 条「融資利率」の特別利率の適用に係るアからクについては、平成 23 年 3 月 31 日までに申込みのあった貸付については、なお従前の例による。

附 則
この改正は、平成 23 年 5 月 30 日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附 則
この改正は、平成 23 年 8 月 24 日から施行し、改正後の鳥取県中小企業小口融資実施要領の規定は同年 9 月 1 日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附 則
この改正は、平成 23 年 9 月 21 日から施行し、改正後の鳥取県中小企業小口融資実施要領の規定は、同年 10 月 3 日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附 則
この改正は、平成 23 年 12 月 16 日から施行し、改正後の鳥取県中小企業小口融資実施要領の規定は、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

附 則
この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和元年 7 月 30 日から施行し、令和元年 8 月 1 日以降の貸付けから適用する。

附 則
この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。